

令和8年度

解説：建設現場における 安全対策重点5箇条

令和8年5月

県土整備部契約検査課

～はじめに～

人間は目的を確認し、その達成するための具体的な手段を考えながら、常に行動しています。その時に適正な手段を導き出すためには、論理的に考えることが必要になります。

【ロジカルシンキング（論理的思考）】

- ・物事を体系的に整理し、筋道を立てて矛盾なく考える
- ・課題や問題について、要素別に根拠を仕分けして結論を出す
- ・さまざまな視点から分析を行い、解決策を検討する
- ・直感や感覚ではなく、論理に基づいて結論を出す

【ラテラルシンキング（水平思考）】

常識、経験則を疑い、直感的な発想や単なる偶然などを何かのチャンスに変えられないかといった視点で考えを深める

工事現場においても、様々な目的を達成しながら工事を完成させます。例えば、道路を開設するという大きな目的は、次頁のように一つ一つの手順、目の前の作業に分解され、それらを達成するための具体的な手段を考えることが常に求められています。

こういった日常的な作業一つ一つを振り返ってみると、仕事の段取り、連携する仕事への影響、その日ごとの工程などを気にしたりしながら、一人一人の経験に軸足を置いた判断に基づいて、限られた時間や経費、環境、資機材の中でできる手段を各自が採用しているのが実状です。併せて、このような経験に基づく手段を日常的に採用している環境の中に身を置いていると、その手段に潜む危険性を認識しづらくなってきます。

これらのことを踏まえ、建設工事現場の安全を考えるためには、合理的な思考が働きづらい上に、危険を認知しにくい現場環境の特性を認識するのはもちろんのこと、一人一人が安全に留意し、適正な手段を採用することのできる施工体制が欠かせないことがわかります。

令和7年度は、本県発注工事において死亡事故は発生しなかったものの、32件の工事事故が発生しました。安全対策重点5箇条はこれら事故の内、発生頻度の高いものなどを基に決定しています。中でも、想定していなかった事態への対応が作業員個々の判断で行われたことによる事故、適正な作業手順が守られなかったことによる事故については、例年多く発生しています。

個人毎に漠然と気を付けようと意識するだけでなく、事故事例に見られる同様な作業を自分が普段からどうやっているかを振り返るとともに、安全な手段をどうやって執らせたらいいのかなどについて管理者の立場から改めて考えることはとても大切です。その上でどうやったら安全な手段が採用できるかについて、個人や現場だけでなく会社組織全体で考えるきっかけとして、本書をご活用いただければ幸いです。

(道路開設工事における手順・作業例)

伐採・除草・投棄物片付…

仮設 車両待避・転回場所選定→仮設材敷設→日常メンテ→…
廻水経路選定→支持物件養生→支持物設置→パイプ運搬・設置

土工 表土掘削・除根→積込→運搬→一次集積→積込→運搬→…
切土 土足場構築→荒切→基準線付近掘削→成型掘削→…
積込・運搬→一時搬出→仮置→積込・運搬→…
盛土 段切→盛土材搬入→押土・巻出し→初期転圧→…

舗装工 路盤掘削→不陸整正→路床転圧→ジオテキスタイル敷設
掘削土運搬→一次集積→…
砕石路盤工 路盤材搬入→材料敷均し→材料転圧→…
表層工 乳剤散布→砂散布→交通解放→…

法面工 ロープ設置 作業通路作設→支持物養生→資機材運搬→…
緑化ネット 人肩運搬→ネット配置・切断・固定→…
吹付 削取整形→掘削土集積→積込・運搬→…
湧水処理 人力掘込→排水管固定→吸出防止材設置
ラス張工 人肩運搬→金網配置・固定→端部編込

排水施設工 …

標識工 …

擁壁工 床付面処置 小型機械吊込搬入→湧水処理→床付面整形→
基礎工 路肩敷き鉄板敷設→基礎砕石投入→…
基礎型枠工 **資材搬入**→基準・支持物設置→型枠組立→…
本体型枠工 …
コンクリート …



(資材搬入という目的を掘り下げる)

- **いつ**搬入するか、搬入時の**気象**条件はどうか
- 使用する材料の**荷姿**、**重量**、**材質**は何か
- 一般路、現場内を**何**を使って**どうやって**運ぶか
- 運搬車両、機械、人肩に**どう**積込み、**どう**積載するか
- 荷渡し時の機械の設置場所は**どこか**、**どうやって**渡すか
- 吊込作業時の吊り荷の固定、結束**方法**は何か、**何**を使うか
- 作業は**何人**で行うか、作業経験は**どの程度**有るか
など

資材を搬入するという行為だけでも、様々なことを考えます。手際よく工事を進めるためには、経験者としての感覚を含めて「普段どおり」作業することが必要です。大切なのは、この「普段どおり」の手段や資器材、作業環境が適正なのかを組織的に確認し合い、是正できる体制を経営資源にかかる協議を含めて構築することです。

1. 重機、車両の適切な使用の徹底

昨年発生した工事事故事例を基に

【事例1】ボックスカルバート埋戻し作業中のはさまれ事故

(事故概要)

BOXカルバート内の埋戻し作業を行うため、当事者が天井を外したブルドーザーで体勢を低くした(横に倒した)まま運転中、BOXカルバートのコンクリート上面と機械の間に体が挟まれ、**左肩甲骨および右肋骨を骨折**。

(解説)

設計においては、実際の施工を踏まえ使用する資器材を想定することが基本ですが、工事に先立ち施工計画を立案する中でその想定と現実の不一致について確認し、**照査結果**として報告します。

ボックスカルバート内などの狭隘箇所の埋戻しについても、設計において「人力で行う」と定めることそのものも実際の施工に落とし込んだ場合、**問題**となる場合があることを受発注者間の共通認識として持つことが必要です。

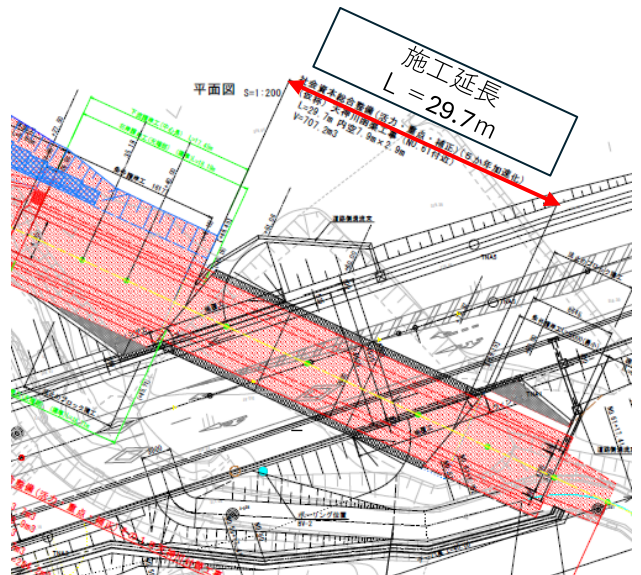
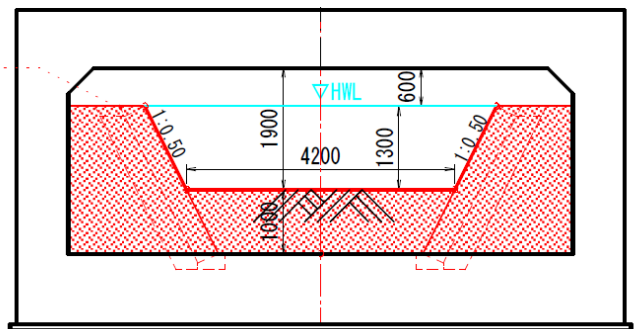
受注者がまとめた事故の再発防止策においては、「本来人力で行う計画であったボックスカルバート内の埋戻し作業を機械で行い作業中の安全確認が不足した」とされていますが、機械施工を採用した**理由**については触れられていません。

安全に関する**法令**が求めているものは、「方法の固定化」ではなく「危険の程度に応じた合理的な施工方法の選定」です。これは実際の**施工**だけでなく、**設計**に対しても求められるものです。



事故発生時の運転状況

埋戻し断面積
 $A = 3.7\text{m}^2$



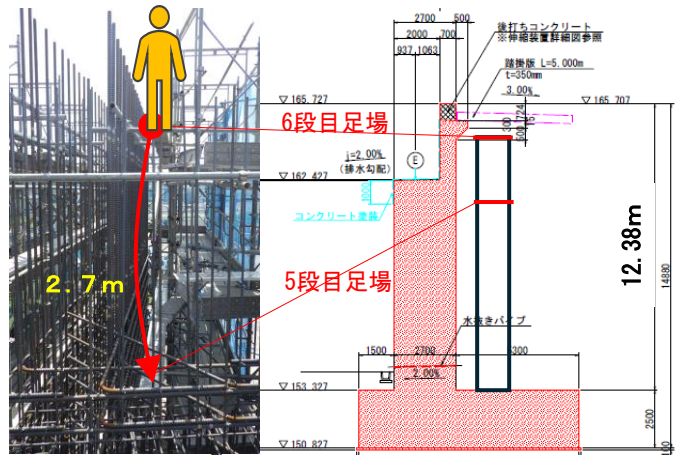
2. 墜落・転落の事故防止

昨年発生した工事事故事例を基に

【事例2】鉄筋組立作業中の転落事故

(事故概要)

橋台工事における鉄筋組立作業中、クレーンにより鉄筋吊込の荷受時、枠組足場と鉄筋との隙間に足を滑らせ下段の足場に落下した。枠組足場の6段目から5段目に2.7m落ち、打撲傷・擦過傷を負った。



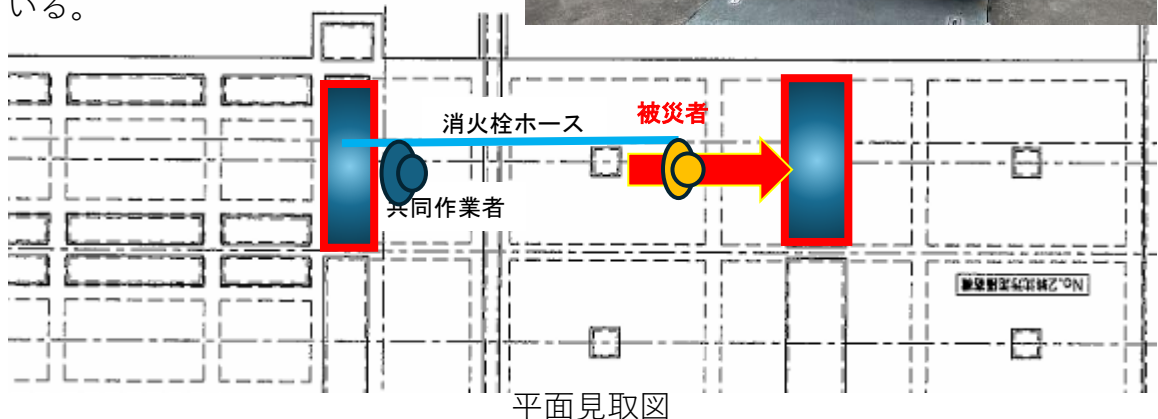
【事例3】水槽清掃作業片付け中の転落事故

(事故概要)

沈殿池の槽内清掃終了後、消火栓ホース1本を槽内から槽上に引上げていたところ、被災者が後方確認せずホースを引きながら後方に下がったため別の開口部から槽内に約4m転落し右橈骨および右肋骨を骨折した。

(原因)

開口部のバリケードの設置や墜落防止措置などについて、作業前に打ち合わせていない上、機能していない危険予知活動が放置されている。



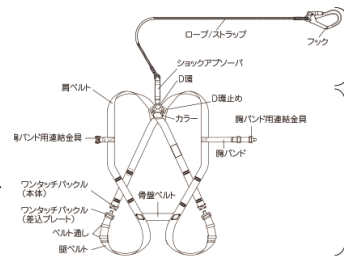
解説2. 墜落・転落の事故防止

【ポイント】作業環境の整備の落とし穴

基準で定められた安全対策を執っているからと言って、十分に安全が確保されるということは当然のことながらあり得ません。足場の開口部・小口などでは、実際の作業に必要な渡り板の設置などを臨機に行う必要があります、それら全てにおいて安全を確保することは現実的には困難です。環境を整備した上での問題点を整理し、作業計画を事前に策定することが重要です。

例えば今回の事故の場合

・墜落の恐れのある個所 → 防止器具の装着
という対策がすぐに思い浮かびますが、フルハーネス型の墜落制止用器具はランヤードが必ず接続されています。その長さに応じて自由落下距離が決まりますが、3m程度の高さではショックアブソーバーが作動しない状態で地面に到達する可能性が非常に高いため、着用していても機能しないという問題もあるのです。



【ポイント】人間の意識を補完するハード対策

エラーはいくつかの誤解、失念、無意識、誤操作などが関連して発生します。また、人間の集中力は長く続かないことも認識しておく必要があります。作業計画、作業手順を予め定めておき、作業員間で意思疎通を図っておくことは非常に重要であると同時に、エラーが起きないようにバックアップについても検討しておくことも大切です。

立入禁止区域を設ける際に、あえてバリケードなど物理的な対策を執ることの重要性はここにあります。しかし、工事を進める上で危険区域に全く立ち入ることの無いようにすること自体も困難です。重要なことは、危険個所の立入禁止措置の手間や、その措置が作業の支障になるという事実を過剰に考慮し、危険個所について指差呼称や声がけなどのソフト的な対応で済ませさえすればいいという発想に安易に陥っていないか常に監視することです。



3. 伐採・草刈り作業の事故防止

近年発生した工事事故事例を基に

【事例4】伐採作業中の激突事故

根むくれによる傾斜木を伐倒したところかかり木となり、元玉伐を行ったが解消されなかった。そのため、状況を確認しようと近付いたところ、かかり木が落下。顔面に激突、落下した木と地面の間に挟まれた。※元玉伐は禁止
気脳症を伴う鼻骨、肋骨、眼窩吹き抜け骨折の重傷。



【事例5】倒木処理作業中の切創事故

倒木の枝払い作業中、暑くなったため防護ズボンを脱ぎ、作業を再開した。作業中汗が目に入り、反射的にチェーンソーを持ったまま汗を拭こうとした際、回転した状態の刃が左膝上に接触し、7cmほど切創した。



【事例6】草刈り業中の切断事故

刈払い機による除草作業中、機械先端に雑草が絡んだため、近くにいた交通誘導員に除去を依頼した。エンジンも停止させず、回転が止まっていない状態の刃に誘導員の右手小指が接触。誘導員は小指の骨折した骨が皮膚を突き破って露出する怪我を負った。



4. 周囲の物との衝突事故の防止

昨年発生した工事事故事例を基に

【事例7】作業の合間の落石事故

(事故概要)

掘削作業中、打合せのためにバックホウを降りて掘削範囲を歩いていた際、掘削上部から落石が発生。左側の臀部に当たり、大腿骨骨折の重傷を負った。

(原因)

施工箇所周辺の危険個所の点検不足ならびに、掘削上部の安全措置・地山点検不足



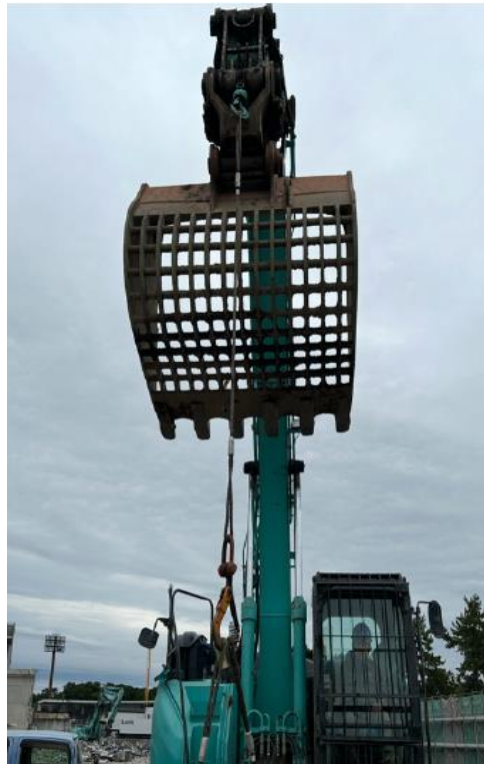
【事例8】吊荷卸中のワイヤー治具の接触事故

(事故概要)

吊荷の荷下ろし時に玉掛けワイヤーが捻じれていたため、先端治具が回転した状態で作業員の顔に衝突した。左頬骨骨折、全治一年の重傷を負った。

(原因)

吊代の長い一本吊作業時の吊りワイヤの捻じれ防止に対する配慮不足ならびに捻じれワイヤの危険性に対する危険予知不足。



解説4. 周囲の物との衝突事故の防止

【ポイント】危険の兆候を認識していなかった。

この現場の着工前の現場の落石状況を見ると、掘削範囲上部に発生源、掘削範囲内に落石をそれぞれ見ることができます。また、この状況では掘削範囲上部の地山状況が安定しているとは言えない状況です。

危険を排除し安全に工事を進める責任を負うのは、受注者だけではありません。監督員により工事施工範囲を確認する際、危険個所の対応について協議することも重要な対策の一つです。



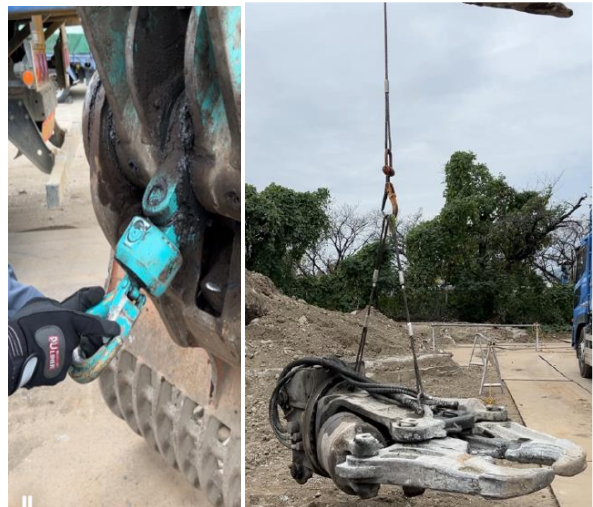
着工前状況写真

【ポイント】吊り荷作業時のワイヤの捻じれ特性の認識不足

クレーン式バックホウに装着された格納式フックのスイベルは「条件付きで有効に回転する」もので作業の補助的装置です。

吊り代が長い一本吊りで重心の偏った重量物を釣り上げる際、スイベル内部のベアリングの摩擦よりもワイヤーの捻りトルクが勝たないと回転しないのは当然です。

ワイヤを外すときに目視で捻じれを確認することも確実ではないため、吊り荷が捻じれない措置だけでなく、フックを外す際の手順なども事前に検討しておくことが重要です。



5. 熱中症の予防

近年発生した工事事故事例を基に

【事例9】熱中症警戒アラート発出中の作業

(事故概要)

掘削作業終了後、作業員にふらつきがみられ、休憩棟内に移動し保冷剤で脇等を冷やしながら容体を観察。自力で水分摂取ができない状態であったため。救急搬送された。

(原因)

発生時刻が16:40であることから、酷暑下での長時間作業も一因と考えられる。組織的な作業中止判断も見られない。

対象地域	発表回数		07/23		07/24		07/25		07/26		07/27		07/28		07/29	
	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒
栃木	0	21	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
群馬	0	28	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
埼玉	0	33	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
東京	0	40	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
千葉	0	37	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
神奈川	0	30	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
長野	0	15	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
山梨	0	41	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
静岡	0	40	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
愛知	0	51	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
岐阜	0	17	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
三重	0	57	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
新潟	0	32	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
富山	0	28	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●
石川	0	37	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●

事故発生日前後のアラート発出状況

【事例10】休憩中の痙攣

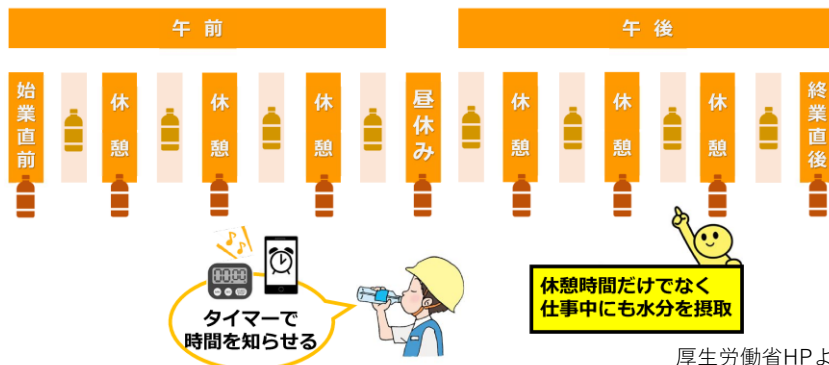
(事故概要)

朝から屋外作業を行っており、午後になって気分が悪いということで水分補給をしながら日陰で休んでいたが、痙攣の症状が見られたため救急車を呼んだ。重度の熱中症と脱水症による失神、肝機能障害と診断された。



水分補給も、大切な仕事

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



厚生労働省HPより

解説 暑い現場では、自分が思っている以上に、脱水症状が進行していることがあります。こまめに休憩を取り、その都度、水分を補給しましょう。のどの渇きに関係なく、定期的に水分を補給する習慣をつけてください。

解説5. 熱中症の予防

【ポイント】 集団行動の中で繰り返される熱中症

熱中症対策として、注意喚起やハード面整備、現場に応じた警戒レベルの策定などが進められている中、注意したいのが個人の判断で現場を離れることができる環境かということです。再発防止策において「自己申告の徹底」を挙げるだけでは、様態の悪化を申し出なかった個人の責任となり、様態の確認や作業中止判断など**管理者として責任**を放棄することに繋がります。症状は自覚しつつも個人で『休息する』という選択肢をとらなかったことに目を向けることが大切です。

WBGT値、リーフレットを参照し、作業員にセルフチェックを行わせる。

注意喚起のみではなく、体温上昇を防止するハード面の対策を講じる。

高齢者に適した熱中症対策を執り、警戒レベルの引上げを講じる。

監督署指導による改善内容

【ポイント】 個人の身体的能力

個人でできる熱中症対策として、**暑熱順化**があります。厚くなる前から、汗をかき深部体温を下げられる体づくりを行うといったものですが、現場作業に従事する方全てがこういった取組をできるわけではないことにも注意が必要です。また、加齢と共に体の熱を周囲に逃がす熱放散能力が低くなる一方で、温度に対する感覚が鈍くなり、暑さやのどの渇きを感じにくくなってきます。感覚に頼ったセルフチェックや自己申告を前提とした対策にならないよう、暑熱環境下の暴露時間を制限するなど、日常的に過度な我慢を要求しない作業環境が重要です。



暑熱順化に有効とされるもの
「熱中症ゼロへ」より

水分補給の際、塩分も同時にとる



大量に汗をかき、水分と塩分が減った状態の時に水だけ補給すると、体内の塩分割合が低下して、熱中症の危険性が高まります。水だけを飲むのではなく、必ず塩分も一緒に補給して下さい。

水分を摂らず塩あめだけ舐めても効果はありません！

厚生労働省HPより

安全を確保するために普段から行う取組を どうやって安全向上に繋げていくか

【作業員名簿】

安全衛生責任者、免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を確認した上で、有資格者として何を順守、留意し施工するか聞き取りを行い、日常の作業においてその遂行状況を確認する。作業主任者には、現場での指揮範囲を明確にする。

【持込機械点検】

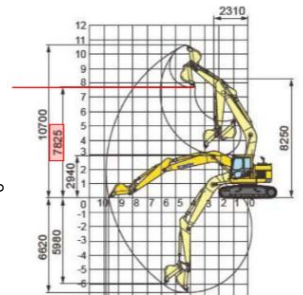
点検状況、次回点検日、使用範囲、状態、予備パーツ等について確認・記録させ、臨機対応が可能な状態であることを確認してから使用させる。取扱説明書、機械諸元等の確認できないものについては、吊り作業、電圧負荷等の適用範囲を制限させた上で使用させる。

【作業手順書】

安全に配慮した作業手順書を作成し（必要に応じ関係請負人に作成させ）、必要な作業環境を整備してから工事を開始させる。適用範囲を明確にし、臨機措置等を執る前に安全責任者に確認をすることを徹底させる。

【作業計画書の作成】

クレーン作業計画をはじめとし、規則で定められた計画書を作成。基本事項だけでなく機械諸元、荷卸場（車）など現地の具体的情報を盛り込み、必要に応じて施工条件を設計に反映させることにも繋げる。また、作業特有の作業中止基準を確認し、施工計画書に盛り込む。



【安全データシート】

コンクリートを含む工事で使用する材料のSDSを作業従事者に周知し、常に閲覧できる形で整備するとともに、危険物明示や応急処置に必要な資材等を用意。作業主任者らの企画する安全訓練で模擬対応するなどし、安全意識の高揚、スキルアップに繋げる。

【新規入場者教育】

作業の混在状況、危険を生ずる箇所、退避方法、臨機措置などの確認を含めた当該教育の実施状況について関係請負人に報告させ、把握しておく。緊急時の連絡先が輸血判断等の責任を負える者か、自己申告内容と会社把握内容に食い違いがないか等、確認しておく。

【危険予知訓練】

普段の作業で思いつく危険を漫然と書き連ねることは、かえって危機意識を鈍化させることに留意する。一方で、実際に発生した事故は危険予知活動で予測されていないことを考慮すると、安全対策のわずかな落ち度に着眼しそれに起因する事故を予知することも、事故防止だけでなく、危険と隣り合わせの常態であることの認識に繋がると考えられる。

【ヒヤリ・ハット】

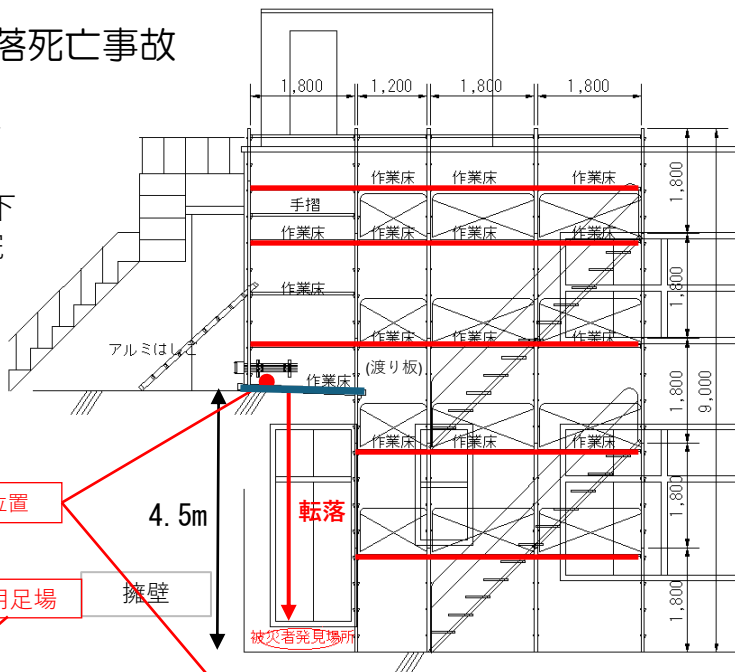
つまづき、スリップ、道具の落下など身の回りのことだけでなく、落石、倒木、荷崩れなど、通常であれば驚くようなことでも、ヒヤリ・ハット案件として認識・共有されていないことが目立つ。軽微な事故ひいては重大な事故に繋がる「事故前の異常な状態」がヒヤリ・ハットであり、その把握ができない状態では事故防止を図ることが難しいということを、ハインリッヒの法則を踏まえて認識することが必要である。

【作業手順書が作成されていないことによる死亡事故①】

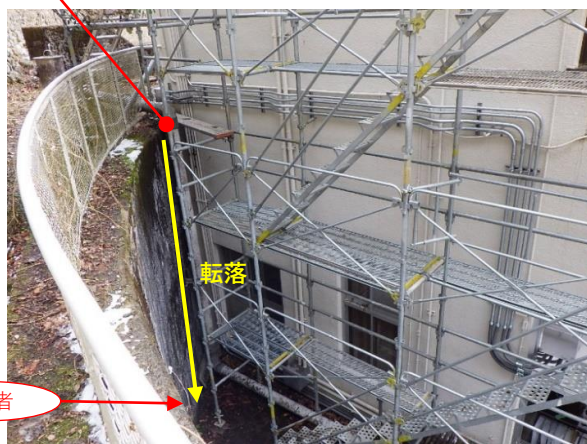
～安全を確保するために普段から行う取組を
どうやって安全向上に繋げていくか～

【事例11】足場からの転落死亡事故

建物外壁の電線管設置工事を渡り板に乗って行っていたところ、バランスを崩し4.5m下の地面に転落。搬送先の病院死亡した。
配管系路上に施工基面となる足場が無いにもかかわらず施工手順を確認せず工事を進めたことが事故の要因の一つです。



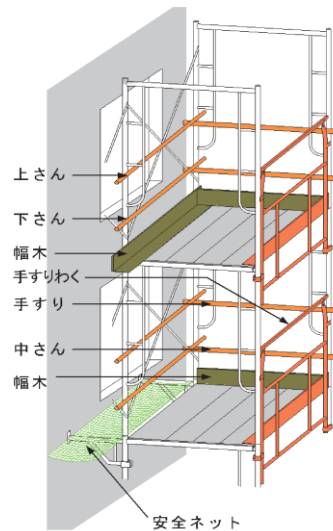
開口部措置のしていない足場



配管経路に対応していない枠組足場

【ポイント】足場の有効範囲

足場を使用し安全に作業ができる範囲には制限があります。一方で足場周辺部での作業や足場を一部使用した荷受け作業においては、その具体的方法について墜落防止措置等を含めた作業手順書を作成する必要があります。標準的な対策以降の現場対応が作業従事者任せにならないよう、作業手順について意思疎通を図った上で工事を進めることが大切です。



【作業手順書が作成されていないことによる死亡事故②】

～安全を確保するために普段から行う取組を
どうやって安全向上に繋げていくか～

【事例12】足場材積み込み作業中のはさまれ死亡事故

現場内斜面に停めたトラックに
クレーンにて足場を積み込んで
いたところ車両が動き出した。
荷台にいた作業員一人が車両と
一緒に隣接する民地に約4m転
落し、転落した車両の下敷き
になり死亡した。

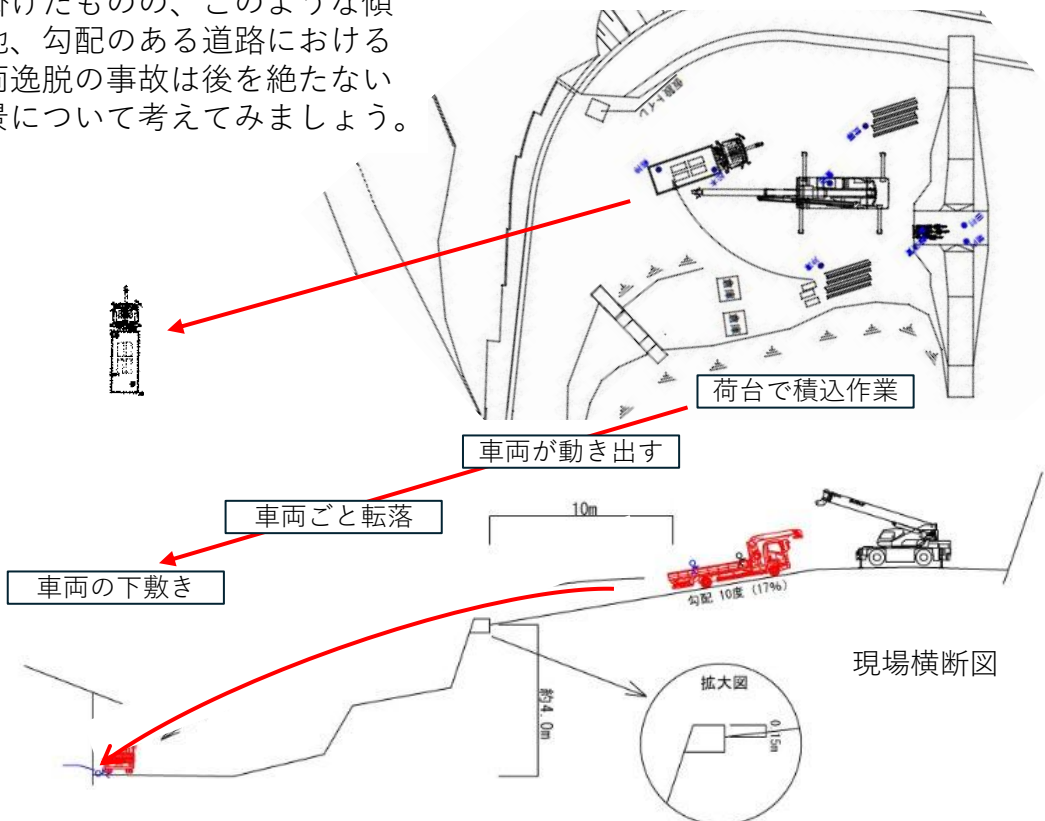
工用車両を傾斜地に停車し
ないことが原則であるものの、
平らな作業スペースを確保する
ことや、車両の停車方向を確認
することを作業手順の中に入れ
施工している工事現場がどれほ
どあるでしょうか。

令和7年度において当事故事
例も踏まえてその再発防止を呼
び掛けたものの、このような傾
斜地、勾配のある道路における
車両逸脱の事故は後を絶たない
背景について考えてみましょう。



転落した車両

現場平面見取図



【ポイント】クレーン作業計画が作成されていなかった。

工 種		使用機械・器具		バックホウクレーン		保護網、安全錠、手袋		専用責任者		予定人員				
作 業 内 容		使用保護具		玉掛用具						5人				
作業順序	作業内容	危険要因	重大性	頻度	評価	安全対策	AM	PM						
コンクリート部材の設置	仮止め	吊钩が転倒する	20	1	21	D ワイヤーをたるませない ロックレバーを下し、職長が確認する。 部材の正面に立ち回らない								
	吊金具の取外し	吊金具に挟まれる 部材が転倒する	5	5	10	B 手元の確認をする。 D 仮止めを指差呼称を確認する。 前面に作業員を立ち回らせない								
		吊金具が突っ刺され作業員と接触する	10	1	11	B ワイヤーをたるませ動きをなくす クレーンのフックを中心に持つ								
	調整(通り勾配)	部材につまずき転倒する	1	5	6	A 足元の確認を行う								
	本締め	工具の回転に巻き込まれる	5	5	10	B 工具を確実に押さえて使用する 工具の固定をする								
終了作業	重機・車両の停車	重機・車両の逸走	20	1	21	D 水平で堅固な場所に停車する バケットを降ろし、垂止めを確実にする 鍵を抜き取る								
	現場の立入禁止措置	第三者による災害	10	1	11	B 現場入口に立入禁止の表示を行う 第三者が立入らないよう行う								
	現場内の片付け	第三者による災害	10	1	11	B 現場内の整理整頓を行う								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 車両の逸走にも配慮 </div>														
リスク評価(評価=重大性+頻度)														
重大性	軽微・微細	1	不 休 災 害	5	休 業 災 害	10	致命傷・死亡	30						
頻度	殆どない	1	時 々	5	高 い	10	頻繁に発生する	30						
評価	1~9 許容できる	A	10~14 望ましくない	B	15~19 大きなリスク	C	20以上 耐えられない	D						
危険予知活動報告書 実施日 平成 年 月 日 ()														
行動目標 指差し唱和 ヨシ!														
協力会社名		リーダー		参加者		人								
社員確認印		作業者氏名 資格証種類 修了証番号		作業者氏名 資格証種類 修了証番号		作業者氏名 資格証種類 修了証番号		作業者氏名 資格証種類 修了証番号						
AM	PM													

クレーン作業計画書作成例 (厚生労働省ホームページより)

移動式クレーンを使用した作業を行う際に作成するよう、法令によって定められている書類です。作成せずに作業を行うことは**法令違反**になります。

クレーン等安全規則によって、作業前にクレーン作業計画を作成し、作業開始前に周知することが義務づけられています。

危険予知を踏まえ、労働者の危険を防止するために必要な措置を検討することが重要です。施工ヤードの造成など大がかりになる作業環境整備が必要になる場合は、受発注者間で施工条件に基づく協議を行うことも重要です。

クレーン等安全規則第66条の2

事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、予め当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

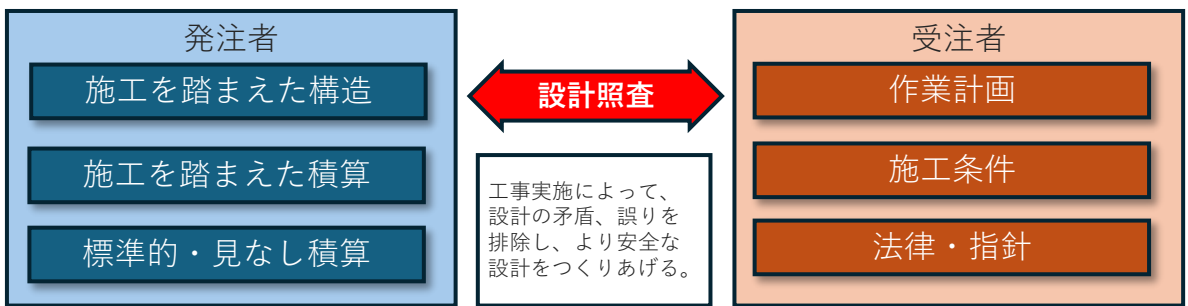
注文者の責任

●危険の程度に応じた合理的な施工方法の選定

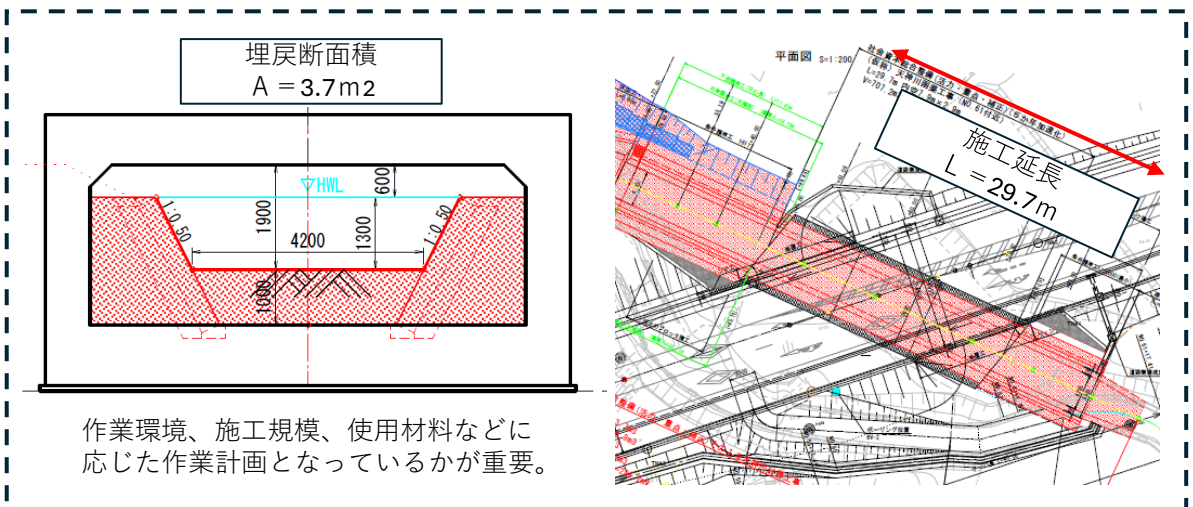
工事を実施する上で守るべき法律には、当然のことながら労働安全衛生法も含まれます。その第3条3項には下記のように定められています。

(事業者等の責務) 第三条
3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

また、契約においては設計における誤謬にかかる受発注者間の報告・調査らについて定めています。



したがって、工事受注後、設計上想定していなかったあらゆる事象を施工者の責任としてのみ実施するのではなく、安全な作業、作業員の健康に配慮した作業計画を立てることがまずは前提となります。標準積算、仕様、設計図等を含めて設計に付された条件には、これら配慮が十分でないものも含まれます。それら条件を発見した場合は契約に基づき発注者に報告し、当条件による事故の未然防止策などについて必要に応じ協議することが重要です。



【SDS（安全データシート）と健康被害】

【事例13】塗装作業中の薬剤火傷

塗装塗替工の湿式剥離撤去作業において、ウエスで天井面を清掃したところ、作業員の手袋隙間より剥離剤が両腕手首の皮膚に付着。その付着部分が火傷と同様の水ぶくれを発症しているのを確認し症状が両腕に拡大した。



化管法SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)制度とは、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」を他の事業者へ提供する際に、化管法SDS(安全データシート)により、当該化学品の特性及び取扱いに関する情報を提供することを義務づけた制度です。

【ポイント】目に見える被害だけではない

化学物質というと、塗装作業など一部の工事に関係するものと思われがちですが、SDSの提供が義務づけられている物質の中には、アスファルト、ポルトランドセメントといった耳慣れたものも含まれます。これらの物質は、接触、吸引等により直ちに重篤な症状が現れる物ではなく、日常的な被ばく等により健康被害をもたらす恐れがあるとされています。

①	物質名	CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき絵表示
	アスファルト	8052-42-4	5A*表示	1%未満	
			SDS交付 アスファルト	0.1%未満	
危険性 有害性	強い刺激性 呼吸器への刺激のおそれ 遺伝性疾患のおそれの疑い 発がんのおそれの疑い 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系の障害		必要な措置 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。		
⑧	物質名	CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき絵表示
	ポルトランドセメント	65997-15-1	5A*表示	1%未満	
			SDS交付 アスファルト	1%未満	
危険性 有害性	呼吸器への刺激のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害		必要な措置 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。		

資材の危険性・有害性（例）

厚生労働省HPより

元請会社は工事で使用する材料のうちSDSの提供が義務づけられているものを把握し、その危険性を作業員に周知し、必要な安全措置を執らせ、SDSに定める応急処置が執れるよう備えるなど管理する責任があります。

事故発生時の適切な対応のために 普段からどう備えておくか ～適切な緊急措置に備えて～

【作業は二人以上で行う】

事故発生後、目撃者がいない、被災者が放置されるなどの事態を招かないよう、作業は必ず二人以上で行い、事故後の措置が適切に行える人員を確保する。

【発生する事故を想定し、その対応を具体的に考える】

- 連絡連携 現場の責任者は現場統括する必要があり、関係機関への連絡担当者も必要
- 連絡手段 携帯電話不感地帯は、通話可能場所、無線等代替通信手段等を決めておく
- 連絡先 病院、診療所の診察時間などを把握し、適切な連絡先を決めておく
- 自主搬送 症状、罹災場所、傷害部位などによっては動かしてはいけない場合がある
- 搬送方法 現場内の全ての場所から負傷者を救急隊に渡す手段を想定する
 - ※狭所（型枠内、橋梁、縦坑等）、高所、深部からの搬出方法
 - ※救急車の入ってこられる範囲、落ち合う場所などを具体的に決めて（伝えて）おく。
 - ※ドクターヘリを利用する場合、ヘリポート、着陸場所を把握しておく
 - ※スマホGPSの過信は救急隊到着場所の混乱に繋がるので注意が必要

【SDSの確認】

化学物質との接触などに対しては思いつく処置がかえって症状を悪化させることもある。適切な処置について事前に周知し、安全データシートを誰でも見られるようにしておく。

【搬送を含んだ応急処置】 ～救急隊到着場所・所要時間を考慮する～

様々なケースの応急処置や搬送について、関係者全員を対象に教育、訓練するとともに、処置に必要なマニュアルを常に複数人で見られるようにしておく。

【事故発生時の分担】

処置、連絡、搬送などの役割・分担を時系列で決めておき、基本的なことは誰でもできるようにしておくことが重要。搬送の可否の判断、採用処置の決定など責任者が指示をする事項についても整理し、作業日ごとに責任者を決めておく。

【主任技術者等がない場合の対応】

中心となる責任者がいることを前提に事故対応を想定した場合、その出勤状態により対応が大きく異なる。現場の代理責任者の配置や会社本部のサポートなど、施工実態に応じた対応策を検討しておく。

【天候に配慮した対応】

降雨、降雪、強風などの気象条件下での対応方法、処置場所など対応者の視点だけでなく、低温時の負傷者の保温、荷台搬送など負傷者の視点を含めた対応策を検討しておく。

【模擬対応とふりかえり】

想定されるケース毎に、連絡から、応急手当、搬送までを実際に行い、体制の問題点や、不足する点、必要な資機材を洗い出し、対策の有効性を向上させる。

事故が発生したら ～本社から関係機関に連絡する場合～

A) 安全確保

周囲の状況を確認する
症状発生の原因を推測する
それらを基に負傷者に近付けるか判断する

B-1) 負傷者の救護 —救急隊らの指示に従う—

被災した人の状態を確認・把握し、負傷者を救護する
※動かしていいかについての判断は責任ある人が行う
救急車の出動を要請する
応急処置を完了させる
搬送する（止血等の緊急処置が終了していない場合、むやみに動かさない）
医療機関を受診させる

B-2) 現場状況の保全・記録

現場状況を保全するよう指示する
目撃者、協力作業者の有無を確認し、証言を記録するよう指示
被災者の作業員名簿の記載情報を本社と共有するよう指示

B-3) 本社への連絡

本社に事故発生の日時と場所、被災状況などを報告する

【警察署・労働基準監督署・発注機関等への連絡】※本社対応
関係機関に事故発生の日時と場所、被災状況などを報告する
協力会社に事故発生の日時と場所、被災状況などを報告する
発注機関に一報を入れ、工事事故報告書（速報）を提出する
工事保険会社に事故発生を電話連絡する

C-1) 証拠保全

写真や動画を撮影して事故の状況を安全が確保できる範囲で記録する
施工途中のもの措置について指示する

C-2) 目撃者の証言記録

目撃者、協力作業者の証言を記録しておく

C-3) 本社への連絡

本社に事故発生の詳細情報を報告する

事故報告フォーマットに必要な情報を端的に伝え、これを受け本社は工事事故報告書を速やかに関係機関に提出する

D) 警察署・労働基準監督署の捜査への協力
関係機関の警察の捜査に協力する

～手当の手順～

－ 傷病者の発見から医療機関へ引き継ぐまで －

傷病者の発見

周囲の観察

- ・ 二次事故（災害）の危険の有無
- ・ 緊急避難の必要の有無
- ・ 傷病の原因

危険の排除

- ・ 専門機関（119番等）への通報
- ・ 二次事故（災害）の防止
- ・ 緊急避難、救助

傷病者の観察

- ・ 全身の観察（大出血などの有無）
- ・ 反応（意識）の状態の観察

直ちに手当・通報が必要な場合

- ・ 意識障害
- ・ 気道閉塞
- ・ 呼吸停止
- ・ 心停止
- ・ 大出血
- ・ ひどい熱傷
- ・ 中毒

左の場合の他に生命の危険があるまたは専門の資機材を要する場合

協力者を求める

- ・ 連絡・119番通報
- ・ AEDの依頼

- ・ 一次救命処置
- ・ 救命のための応急手当

体位・保温

救急隊への引継ぎ

大出血などがなく、反応（意識）があった場合
くわしい観察

傷病者に聞く

- ・ 名前や住所を言えるか
- ・ 傷病の原因
- ・ 痛みの場所や程度

見る

- ・ 顔色、唇、皮膚の色
- ・ 外傷、出血
- ・ 反応（意識）の状態
- ・ 胸の動き、呼吸
- ・ 腫れ、変形
- ・ おう吐
- ・ 手足を動かせるか

触れる

- ・ 熱
- ・ 脈

聴く

- ・ 呼吸音

状態の悪化を防止するための応急手当

体位・保温

搬送

医療機関

（参考）日本赤十字社 ホームページ

事故の適切な対応のために普段から備えておく

事故が起ってしまったときに適切に対応するためには、現場に従事する一人一人がそれぞれの役割を理解しておくことが欠かせません。自分が何をすべきか、そのために物やスキルなど何が必要か、普段から確認しておきましょう。

【事故発生後の対応手順】

迅速な事故報告は、迅速な事故対応の一環として行われるものです

【関係機関への連絡担当者】

現場責任者からの情報を受け

警察署・労働基準監督署・発注機関・協力会社・工事保険会社に連絡する
事故報告書の作成、関係資料の収集を行うことが望ましい

【責任者が行う事項】 ～現場の初動対応に専念できる体制が望ましい～

二次災害を防止し、負傷者に近付けるか判断する

被災した人の状態を確認・把握し、負傷者を救護する

被災した人を動かしていいかについて判断する

救急車の出動を要請する

本社に事故発生の日時と場所、被災状況などを報告する

応急処置を完了させる

搬送する

医療機関を受診させる

現場状況を保全するよう指示する

目撃者、協力作業者の有無を確認し、証言を記録するよう指示

被災者の作業員名簿の記載情報を本社と共有するよう指示

【責任者以外の従事者が行う事項】 ～協力し合い同時に連携して行う～

負傷者を救護する

応急処置を完了させる

搬送する

現場状況を保全する（指示を受け）

目撃者、協力作業者として証言する

被災者の作業員名簿の記載情報を本社と共有する

連絡など責任者を補佐する

施工途中のものについては責任者の指示を受ける

【事故報告に必要な情報】

作業員名簿記載情報を共有する

証拠保全に必要な写真や動画を撮影する

目撃者、協力作業者の証言を記録する

【事故報告書のフォーマット】

予め各様式を現場に備え、そのコンプリートに必要な情報を収集・提供する。

【参考】音声認識・文字おこしツール

事故が発生したとき、記録しておく必要があるものは少なくありません。そんな時に声を文字に変換するツールが有効な場合もあります。

使い方はとてもシンプル、簡単です。

例) スマホ対応アプリ「スピーチノート」

1. アプリを起動します



5. 文字が自動保存されます。(誤変換などを必要に応じて編集します)

6. 編集テキストデータ送信

(こんな使い方ができます)

事故報告書の入力項目を読み上げ、テキスト化したデータを連絡担当者に送信したり、事故目撃者の証言を文字化したり、備忘録として使用したり、様々な活用が可能です。普段の仕事でも使えます。

応急措置について ～緊急時の運び方を例に～

「負傷者を運ぶこと」一つとってみても、多くの知識が必要です。救急救命の講習を受けるなどするほか、必要な情報を活用出来る環境を整えておくことが大切です。

緊急時・けがをしたときの体の運び方

- 動かさないほうがいいこともある（動かすことで状態が悪化することもある）
 - ・大きなけがをしている
 - ・意識がない。
 - ・出血が多い。
 - ・頸椎など重要な部分を損傷している
- 救急車を呼んでいる場合は、救急隊到着までの間、電話を通して処置の仕方を教えてもらいながら、それに従って動くことも有効です。
- 意識があるけれど起き上がることができない、強い頭痛がするときなどは、体のどこかにしびれがないか、感覚がない場所がないか、本人に確かめる。
- むやみに抱き上げたり、ゆすったりしないようにする。
- 体温が低くなってくるようなときは、毛布などで保温を心がけます。

（動かすときの注意）

動かしてもよいということがわかったら、**慎重**に準備をして運びます。けが人を運ぶときは担架等を使うことが望ましいですが、無い場合も毛布や人手をかけてできるだけ**体位**を変えないようにします。搬送はできるだけ救急隊員に任せられた方が間違いありませんが、現場条件などによっては作業従事者が対応せざるを得ない場合もあり、**基礎的な知識**は欠かせません。

The image shows a screenshot of the Japanese Red Cross website. On the left is a navigation menu with the Red Cross logo and text in Japanese. The main content area is titled '講習の内容について 関連ページ' (About the training content related pages) and lists various topics such as 'AED(自動体外式除細動器)を用いた電気ショック' (AED using electrical shock), '高齢者の事故防止' (Accident prevention for the elderly), '心肺蘇生' (CPR), '医療機関へ引き継ぐまで' (Until handover to medical institution), '動物にかまれた・噛に刺された' (Bitten or scratched by an animal), '包帯' (Bandage), '水の事故(遊泳時の注意)' (Water accidents (caution during swimming)), '多量の出血' (Heavy bleeding), '脳卒中' (Stroke), '熱傷(やけど)' (Burns), '搬送' (Transportation), '事故の起こりやすい場所と事故の内容' (Accident-prone locations and accident content), '気道異物除去' (Airway foreign body removal), 'けいれん' (Seizure), '脱臼・肉離れ・アキレス腱断裂' (Dislocation, muscle strain, Achilles tendon rupture), '熱中症' (Heatstroke), '骨折' (Fracture), '心臓発作' (Heart attack), '子どもの事故予防' (Accident prevention for children), '救助者が守るべきこと' (What rescuers should know), '水の事故(レジャー・水遊び)' (Water accidents (leisure, water play)), '交通事故' (Traffic accident), '状況の観察・傷病者の観察' (Observation of situation and injured persons), '中毒' (Poisoning), '救命の連鎖' (Chain of life-saving), '傷病者の安静' (Rest for injured persons), '雪上での事故防止' (Accident prevention on snow), '溺傷' (Drowning), '濡れた人の手当て' (First aid for wet people), '水の事故(家の中・周囲)' (Water accidents (indoors, surroundings)), '溺れた人の救助' (Rescue of a drowning person).

At the bottom right, there is a QR code and the text '日赤HPはこちら' (Japanese Red Cross HP is here). A red box highlights the text: '日本赤十字社のホームページも普段から見てください' (Please also check the Japanese Red Cross homepage regularly). At the bottom center, it says '日本赤十字社公式SNS' (Official SNS of Japanese Red Cross).

(参考) 日本赤十字社 ホームページ

令和7年度 群馬県における事故の発生状況

R8.3.31時点

1 年度別事故分類別事故件数

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	備考
転落・転倒	11	4	5	12	3	35	
飛来・落下	4	3	1	0	1	9	
重機・機械	2	0	3	2	5	12	
伐採・草刈	1	3	4	7	3	18	
交通事故	1	0	0	0	1	2	
第三者事故	0	1	2	1	0	4	
その他	1	1	1	0	0	3	
計	20	12	16	22	13	83	

※事故分類は、国交省資料等を参考に分類

2 年度別所属別事故件数

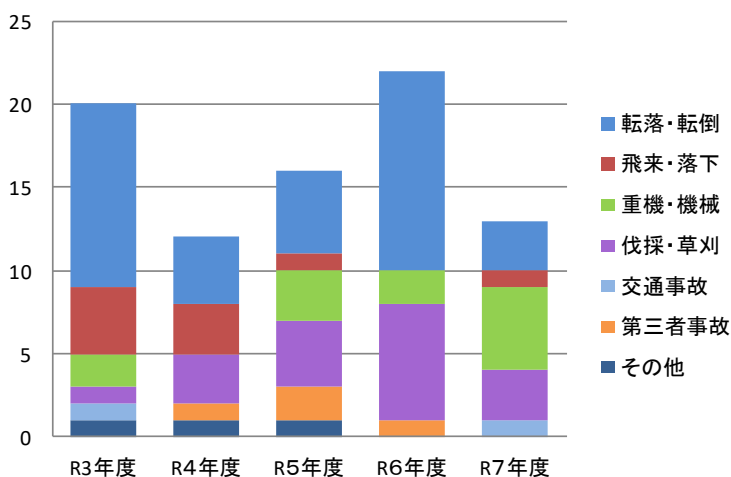
発注所属別	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	備考
県土整備	11	8	6	17	5	47	
環境森林	6	2	7	2	3	20	
農政	1	0	0	1	3	5	
その他	2	2	3	2	2	11	
計	20	12	16	22	13	83	

3 年度別契約分類別事故件数

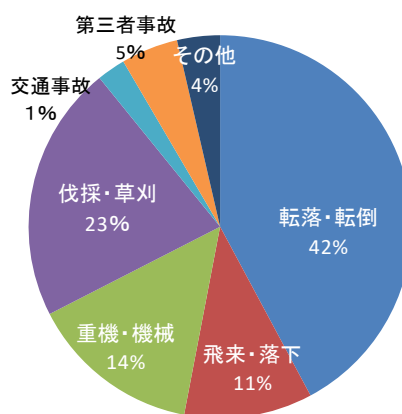
契約分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	備考
請負工事	17	12	14	16	10	69	
調査・委託	3	0	2	6	3	14	
計	20	12	16	22	13	83	

※本表は重度な事故(休業4日以上等)を集計

●年度別分類別事故件数●



●事故分類別割合(過去5年間)●



令和7年度 群馬県における事故の概要

番号	発生日		事故概要	被害状況	被災者年齢	事故区分	事故分類	発注部署
	時刻	天候						
1	R7.4.28 月	曇り	BOXカルバート内でのブルドーザ戻戻作業中、BOXカルバート上部に運転手の肩が接触したことにより骨折。	肋骨・肩甲骨の骨折	83	----	重機・機械	県土整備
2	R7.5.7 水	晴れ	交差点区画線塗替工事中、交通規制に従わない進入車両が誘導員と車両搭載型簡易トイレに衝突。当事者は現意識不明の状態。	頭部内出血、顔面骨折他	70	----	交通事故	県土整備
3	R7.8.4 月	晴れ	台車にコンクリート殻の詰込作業中、台車と主ワイヤーを繋ぐ滑車を破断し台車が落下し作業員7名が巻き込まれた。	裂傷、骨折ほか	63	群馬・高千穂	重機・機械	企業局
4	R7.10.9 木	曇り	掘削作業中、打合せのために重機を降りて歩いていた際、左側の臀部に落石が当たった。	大腿骨骨折	74	群馬・高千穂	飛来・落下	環境森林
5	R7.10.21 火	晴れ	吊荷の荷下ろし時に玉掛けワイヤーの先端治具が回転した状態で顔面に接触した。	左頬骨骨折	56	群馬・群馬	重機・機械	県土整備
6	R7.11.6 木	晴れ	沈殿池槽内清掃終了後、消火栓ホースの引き上げ作業中、被災者が後方へ下がり過ぎて開口部から槽内に転落した。	右橈骨骨折 右肋骨骨折	53	群馬・群馬	転落・転倒	県土整備
7	R7.12.18 木	晴れ	伐倒木の玉切り作業中、落ちてきた約20cm程度の転石が被災者左足の甲に当たった。	左第5趾基節骨骨折	59	群馬・高千穂	伐採・草刈	環境森林
8	R8.1.29 金	晴れ	構造物撤去中、クローラダンプが荷台を上げたまま走行し架空線に接触し、電柱2本を転倒させた。	電柱転倒、架空線断線、家屋外壁・車両等損壊	-	その他	重機・機械	農政
9	R8.2.2 月	晴れ	排水処理施設を視察中に脳出血により転倒した。	左膝頭出血	42	群馬・群馬	転落・転倒	企業局
10	R8.2.3 火	晴れ	かかり木処理時、落下した枯木がヘルメットに激突し意識を失い斜面下部（5m程度）に滑り落ちた。	頭蓋骨骨折 急性硬膜外血腫	24	群馬・群馬	伐採・草刈	環境森林

調査・委託の事故

11	R7.6.18 月	曇り	機材を積み込んだ軽トラックの発進時、積み荷が不安定と思い叱咤に荷を直そうとした当事者が、車両に足先を踏まれた。	趾末節骨骨折	75	----	重機・機械	県土整備
12	R7.9.2 火	晴れ	測量作業中、草木の生い茂る足元の水路に気付かず2mlほど転落し、腰を強打。	左寛骨臼骨折	68	群馬・群馬	伐採・草刈	農政
13	R7.10.10 金	曇り	4tダンプ荷台に処理豚の入ったフレコンを積み込み中、フレコン上で足を滑らせ、通路に敷かれた敷鉄板の上に転落した。	左鎖骨骨折	65	群馬・群馬	転落・転倒	農政

月別件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	うち死亡者数
R7	1	1	1	0	1	1	3	1	1	1	2	0	13	0
R6	2	1	1	5	0	2	2	2	3	0	2	2	22	1
R5	1	0	1	1	2	0	2	3	1	2	1	2	16	2
R4	2	0	1	1	0	2	3	0	1	0	2	0	12	0
R3	0	0	6	2	2	1	3	1	3	1	1	0	20	1
R2	2	0	0	2	1	0	0	1	1	1	3	0	11	1
R1	0	2	1	0	0	0	2	1	2	1	0	0	3	1
H30	1	0	0	3	1	0	2	0	0	1	1	0	9	0
29	1	0	0	1	0	0	3	3	1	1	1	1	12	1
28	1	1	0	0	0	2	2	1	3	2	1	0	13	0
27	0	1	2	0	1	1	4	0	2	0	2	1	14	1
26	2	0	1	2	0	0	1	0	1	2	1	0	10	2
25	1	0	0	2	2	1	0	1	0	0	1	0	8	0
24	2	0	0	1	1	1	0	2	1	2	1	2	13	1
23	1	0	1	1	2	0	0	2	2	2	0	2	13	0
22	0	0	2	0	1	0	2	2	2	4	1	0	14	1
21	1	0	1	0	3	0	1	1	1	0	0	1	9	1
20	0	5	1	1	2	1	1	3	2	3	2	0	21	0
計	17	10	18	22	18	11	28	23	26	22	20	11	226	13